

MA2014-8

船舶事故調査報告書

本報告書は、平成26年8月29日に公表した報告書を、
平成26年9月25日に公表した正誤表により訂正したものです。

平成26年8月29日

船舶事故調査報告書

平成26年7月17日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）

委員 庄司 邦昭

委員 根本 美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成25年11月11日 14時30分ごろ
発生場所	山口県宇部市宇部港東方沖 宇部市所在の丸尾港防波堤灯台から真方位175° 5.1海里付近 (概位 北緯33° 53.1′ 東経131° 21.9′)
事故調査の経過	平成25年11月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 押船 第八十八たいせい、19トン 292-50285長崎、大石建設株式会社 11.93m×5.80m×2.08m、鋼 ディーゼル機関2基、1,518.00kW（合計）、平成25年3月 B 起重機船 第八大生 ^{たいせい} 、約1,907トン なし、大石建設株式会社 65.00m×25.00m×5.00m、鋼 機関なし、平成25年（建造年） C 漁船 拓海丸 ^{たくみ} 、4.4トン YG3-50801（漁船登録番号）、個人所有 10.62m（Lr）×2.82m×0.77m、FRP ディーゼル機関、48kW（動力漁船登録票による）、昭和60年3月21日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 57歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和55年7月18日 免許証交付日 平成25年4月3日 （平成30年4月22日まで有効） C 船長C 男性 52歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成7年6月1日 免許証交付日 平成21年8月31日 （平成27年5月31日まで有効）

死傷者等	なし
損傷	A なし B 右舷外板に擦過傷 C 船首を圧壊
事故の経過	<p>A船は、船長A及び甲板員Aが乗り組み、船首に回転式クレーン及び船尾両舷にスパッドを備えたB船に4人の甲板員を乗せ、B船の船尾嵌合部に船首を油圧シリンダ等で固定して全長が約67mとなるA船押船列を構成し、約7.0ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で宇部港南東沖を北東進した。</p> <p>船長Aは、操縦席で見張り及び手動操舵を行い、右舷船首方約600mの所において、低速力で接近しているC船を見たが、A船の左舷側を反航して来る貨物船の動静に気を取られて航行していたところ、B船の右舷至近に接近したC船を認め、何もできず、平成25年11月11日14時30分ごろ、宇部港東方沖において、B船の右舷外板にC船の船首が衝突した。</p> <p>C船は、船長C及び甲板員Cが乗り組み、宇部港東方沖で早朝から小えびを狙って桁底引き網漁に従事していたが、昼を過ぎて風が強まってきたので、船長Cが、最後の網にしようとし、船尾から桁底引き網を海底に降ろした。</p> <p>船長Cは、桁底引き網を降ろした後、周囲を見回したが、危険な関係となる船舶を見なかったので、約2.5knの速力で自動操舵として西進し、操舵室後方の後部甲板上において、甲板員と共に前回の操業で水揚げをした漁獲物を選別しているうち、ふと前方を見たところ、船首至近に接近したB船の右舷を認め、手を伸ばして機関のクラッチを中立としたが、C船船首がB船の右舷に衝突した。</p> <p>船長Aは、衝突後、海上保安庁に通報したところ、現場で待機するように指示があったので、B船が錨を降ろし、C船を舷側につないで巡視船の到着を待った。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 西、風力 4、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1m、潮汐 上げ潮の末期</p>
その他の事項	<p>船長Aは、長崎県内での作業船の運航については経験が豊富であったものの、押船の船長は本事故の約3か月前からであり、本事故海域に来たのは初めてであった。</p> <p>船長Aは、本事故後、A船の左舷側を反航して来る貨物船の動静に気を取られ、C船の存在を失念していたものと思った。</p> <p>船長Cは、C船に漁労に従事している船舶を示す形象物を掲げていなかったが、船尾から網を出して低速で航行する様子から、他船はC船が漁労中であることが分かるはずだと思っていた。</p> <p>C船は、汽笛等の装備がなかった。</p>

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、C あり A なし、C なし A なし、C なし</p> <p>A 船押船列は、宇部港東方沖を北東進中、船長Aが、右舷船首方から接近して来るC船を見たものの、左舷側を反航して来る貨物船の動静に気を取られていたことから、C船の存在を失念し、C船を右舷至近に接近して認め、A船押船列のB船とC船が衝突したものと考えられる。</p> <p>C船は、宇部港東方沖を西進して操業中、船長Cが、危険な関係となる船舶を見なかったため、漁獲物を選別していたことから、A船押船列のB船を船首至近に接近して認め、C船とB船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、宇部港東方沖において、A船押船列が北東進中、C船が西進して操業中、船長Aが左舷側を反航して来る貨物船の動静に気を取られ、また、船長Cが漁獲物を選別していたため、A船押船列のB船とC船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船橋当直者は、常に視覚、聴覚及びそのときの状況に適した他の手段により、適切に見張りを行うこと。 ・ 操業中であっても、適切な見張りを妨げる作業は行わないこと。 ・ 操業中の漁船は、形象物を掲げること。

付図1 事故発生経過概略図

